

Aターン促進のための企業PR広告業務委託仕様書

1 業務名

Aターン促進のための企業PR広告業務

2 目的

本事業は、県外転出者や県外進学者（Aターン検討層）の帰省時期に合わせ、その親世代に強い影響力を持つ新聞媒体を活用し、県内企業の認知度向上と県内就職の機運醸成を図るものである。

新聞購読率の高い「親世代」に対し県内企業の魅力や安定性を訴求することで、親から子へのAターンに向けた働きかけを促すことを主な狙いとする。

また、併せて、新聞紙面から秋田県就活情報サイトKocchAke！（こっちゃけ）等のWEBメディアへ誘導することで、より詳細な企業情報の収集を促し、家族間での県内就職に関する対話を誘発し、将来的な本県への就職・定着を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

（広告掲載時期等によって契約期間を調整する場合がある）

4 委託業務の内容

本業務の遂行にあたっては、県と受託者が密接に連携し、効率的な制作体制を構築するものとする。

また、基本仕様を満たすことを前提としつつ、相乗効果を高める受託者の独自事業（任意提案）との連携も認めることとする。その場合、基本仕様部分（県予算実施分）と独自事業部分とを明確に区分して管理・実施するものとする。

（1）基本仕様（県予算実施分）

ア 媒体の確保と掲載

- ・掲載媒体 秋田魁新報
- ・掲載サイズ カラー全30段
- ・掲載時期 次の①～③のいずれか1つを選択し提案すること
 - ①：令和8年8月上旬
 - ②：令和8年12月下旬
 - ③：①及び②の両方（合計で30段となるよう配分すること）

イ 広告の内容

（ア）紙面構成

以下の要素で構成し、読者の目を引くインパクトのあるデザインを提案すること。

- ・導入及び啓発部分：コンセプト・キャッチコピー、親世代・子世代の双方に響くメッセージ、本事業の趣旨説明 等

- ・企業紹介部分：個別企業の紹介、業種・業界の魅力発信、先輩社員の紹介 等

(イ) WEB誘導の設計

紙面内に「秋田県就活情報サイト KocchAke! (こっちゃけ)」への二次元バーコード(QRコード)等を効果的に配置し、WEB上の詳細情報への導線を確保すること。

(ウ) 対象企業

県内企業(誘致企業を含む)の中から、Aターン採用に積極的な企業等を、県と協議の上決定する。

(2) 相乗効果を高める受託者の独自事業(任意提案)

本業務の効果を最大化させるため、受託者は基本仕様(県予算実施分)外の実施として以下の提案を行うことができる。

ア 受託者の独自事業との連携

受託者が独自に企業から協賛金(広告料)を募り、本事業の紙面を拡張(例:30段超への増段、別日程での追加掲載等)する提案を認める。

※この場合、基本仕様(県予算実施分)における「企業紹介部分」については、特定の個別企業のみを強調するのではなく、「業種・業界の魅力発信」や「先輩社員の紹介」など、公的な啓発に係る内容を中心とすることとし、独自に広告料を負担して掲載される企業が、県予算執行部分の企業と比較して、紙面上の扱いや内容面で不利にならないような全体構成案を提案すること。

イ SNS・WEB等の活用

新聞紙面を起点とし、他媒体(SNS・WEB等)と連動させることにより、親世代から子世代(Aターン検討層)へ情報を共有しやすくする仕掛けや、拡散を狙う工夫を盛り込むこと。

(3) 取材・原稿作成・校正作業

ア 基本仕様分(県予算実施分)

(ア) 取材・原稿作成

- ・掲載に必要な素材(企業情報、紹介文の素案、写真等)は、原則として受託者が各企業等から収集するものとする(必要に応じて県が協力・仲介を行う)。
- ・受託者は収集した素材を基に、親世代の安心感と、子世代の興味を喚起する広告用原稿のリライト及び編集を行う。

(イ) 校正作業

- ・受託者は、県および掲載企業に対し、複数回(原則として初校、再校、三校までを基本とする)の校正作業を適切に行うものとする。
- ・受託者は、各段階での修正・承認を経て最終的なデザイン案を確定させ、掲載日の概ね2週間前までに県の最終承認を得ること。なお、校正に伴う関係先との連絡・取りまとめ作業は、原則として受託者が行い、必要に応じて県が協力・仲介を行うものとする。

イ 独自事業分

- ・掲載等に必要素材（企業情報、紹介文の素案、写真等）は、受託者の責任と負担において収集すること。
- ・独自事業分を含む全体のデザイン案について、県は本業務の目的との整合性を確認するため、必要に応じて内容の確認及び修正依頼を行うことができるものとする。

5 委託経費に含まれるもの

- ・新聞広告費：新聞広告掲載料、カラー料金
- ・原稿制作費：デザイン制作費、取材・ライティング費、編集費
- ・諸経費：通信費、事務経費、その他本業務に要する経費
- ・消費税及び地方消費税

6 成果品

- ・新聞紙面に掲載された広告のPDFデータ
- ・実績報告書

7 成果品の納入期限

令和9年1月29日（金）まで

（広告掲載時期等によって期限を調整する場合がある）

8 知的財産権の帰属

- （1）本業務のうち、基本仕様（県予算実施分）に基づき制作された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。また、受託者は、県及び掲載企業が、自らの広報活動等において当該成果物を利用（翻案、改変を含む二次利用）することに対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- （2）受託者の独自事業として制作された部分の知的財産権は、原則として受託者又は当該広告主に帰属するものとする。ただし、受託者は、県が本事業の実績報告、記録、又は県自らの広報活動等を目的として、独自事業分を含む紙面全体を無償で利用（複製、公衆送信等）することを許諾するものとする。

9 その他

- （1）当県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を遂行すること。
- （2）受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行するうえで、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。特に使用する写真やイラスト等の権利処理を確実に行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。
- （3）本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決する。
- （4）受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

- (5) 受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者に委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ県の承諾を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、委託者と受託者との間で協議のうえ定めるものとする。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部産業集積課立地推進チーム

住 所：〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）

電 話：018-860-2251

E-Mail：Yuuchi@pref.akita.lg.jp